平成３０年（フ）第２１号
青森県弘前市大字堅田２丁目６番地９　コーポ堅田Ａ－202号
債務者　埒見里永子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第９８号
千葉県野田市中根129番地の５　クオード山口Ⅰ202
債務者　柴田　和哉
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０５号
千葉県松戸市上本郷4068番地　宏和ハイホーム502号、住民票上の住所埼玉県吉川市美南２丁目25番地１　グランセンス吉川美南セントラルレジデンス526号
債務者　永田　元気
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０８号
千葉県柏市船戸１丁目16番地９　レオパレスハポネスⅡ－103号
債務者　鎌田　　守
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１２号
千葉県我孫子市江蔵地560番地の１
債務者　齋藤真紀子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１７号
千葉県流山市南流山８丁目８番地の１
債務者　東　　潤樹
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２４号
千葉県松戸市古ケ崎987番地の５　Ａ－レガート松戸古ケ崎101号
債務者　佐久間亜沙美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３５号
千葉県松戸市上本郷3646番地
債務者　松丸　和浩
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４２号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目６番63―17号
債務者　高橋　豊子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目10番33号（ドミール朋京Ｂ－202）
債務者　川田　栄子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４９号
千葉県松戸市常盤平３丁目29番地の１　ときわ平サニーハイツ610号
債務者　平井　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５８号
千葉県柏市布施95番地１　リバーモート103号
債務者　佐々木潤一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６１号
千葉県野田市清水581番地の１
債務者　田代　竜也
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２３号
神奈川県厚木市酒井2565番地５　グレースフルハイツ本厚木204、前住所神奈川県平塚市南原３丁目８番46号
債務者　山本　孝司
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４８号
神奈川県小田原市寿町１丁目10番８－５号、前住所神奈川県平塚市城所1299番地の12
債務者　内田　恵美（旧姓呉羽）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３０号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平348番地13　宮平なかせ201
債務者　松川　栄太
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第７４号
沖縄県浦添市勢理客２丁目10番13―303号　コーポ比嘉盛
債務者　我部　　司
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部